

(別紙)

貸与条件

- 1 保護者は、その貸与を受けた時から貸与物品（タブレット端末本体、電源ケーブル、キーボード及び専用ケースをいう。以下同じ。）について市及び学校の指示に従い適切な保管及び管理を行う責務を負うものとする。
- 2 保護者及び児童生徒は、貸与物品の使用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を使用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) この貸与条件に反すること。
- 3 保護者及び児童生徒は、管理責任者（学校長）から貸与物品の管理運用に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 保護者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに阿南市タブレット端末等貸与物品亡失・損傷届（様式第2号）を管理責任者（学校長）に提出しなければならない。
- 5 保護者及び児童生徒が故意又は重大な過失により貸与物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の現状に復旧する費用は、保護者の負担とする。
- 6 保護者は、貸与物品の使用に際し、保護者及び児童生徒の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合には、保護者はその損害を賠償する責任を負う。
- 7 市又は学校が意図しない貸与物品の使用により児童生徒及び保護者が受けた損害に対して、市又は学校は一切の責任を負わないものとする。
- 8 保護者及び児童生徒が貸与条件に違反したときは、貸与を終了する場合がある。この場合において、保護者は管理責任者（学校長）が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 9 保護者は、管理責任者（学校長）が定める貸与期間が満了する日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 10 貸与期間中であっても、市又は学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を終了することがある。
- 11 保護者及びその児童生徒には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。